令和１年６月10日

会　員　各 位

公益社団法人八幡薬剤師会

会 長 星 野 正 俊

「令和元年度医療安全講習会」

ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

医療安全に関する研修会については、薬局において少なくとも年2回行うこととされています。

今回は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案が、今国会に提案予定とされている内容について、詳しくご講演いただきます。管理薬剤師の方は必ずご参加下さい。

今回は、会員薬局に所属する全ての方(事務員も可)を対象といたしますので、多くの方の参加をお願いいたします。

6月20日までにFAX(661-1066)にて返信をお願いいたします。

記

日　時　：　令和１年7月４日(木)　　１９：３０～

場　所　：　黒崎ひびしんホール

演　題 ： 「薬剤師のための法的知識～薬機法改正を踏まえて～」

　 　　講　師　：　日本薬剤師会 医療安全･DEM・DI委員会委員　赤羽根秀宜　先生

会　費 ：　無料

　　単　位 ： 日本薬剤師研修センター研修単位　１単位

要旨

平成26年、薬事法が改正され薬機法に名称変更となりましたが、この改正の際、施行後5年を目途として、改正後の実施状況を勘案し必要に応じて見直すことが附則として定められていました。そのため、ご存知のとおり、本年は薬機法の改正が予定されています。

今回の改正では、薬剤師の服用期間中のフォーローが義務付けられ、薬局のガバナンスの強化も定められる等が予定されており、薬局や薬剤師には大きな影響があるといえます。また、薬剤師の対人業務が重視される中「調剤業務のあり方について」(薬生総発0402第1号平成31年4月2日厚生労働省医薬・生活衛局総務課長通知)が示されたこともあり、薬局の業務が大きく変わる可能性があります。

薬剤師や薬局開設者が適切に業務を行うためには負っている義務の内容を正しく理解する必要があり、これができておらず患者に健康被害が起こってしまえば、責任が問われる可能性もあります。また、ガバナンス体制や業務体制を適切に構築するためには、正しく規制の内容を理解する必要もあります。

そこで、本講演では、薬剤師にかかる法的知識の基本的な部分とともに薬機法改正等の最近の議論も踏まえて解説します。

|  |
| --- |
| ７月４日(木)　講習会 |

薬 局 名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 参　加　者　名 | 会員・非会員 | 薬剤師名簿登録番号 |
|  | 会員・非会員・研修会登録者・  他地区会員・事務員 |  |
|  | 会員・非会員・研修会登録者・  他地区会員・事務員 |  |